

# 予約顔認証サービス契約約款

## 第1条 定義等

1. この予約顔認証サービス契約約款は、予約顔認証サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するお客様に適用されます。
2. 予約顔認証サービス契約約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
  - ① 「予約顔認証サービス」とは、FreeiDにおいて、当社がユーザーとの間で別途に締結する利用契約に基づき、ユーザーが利用予約した日時に、対象箇所に設置されるFreeiD デバイスにおいて顔認証を行うことにより、対象施設のドアの解錠等を可能とするサービスをいいます。
  - ② 「施設利用料徴収機能」とは、当社が、(i)自ら又は当社の指定する決済代行事業者その他の第三者をして、お客様に代わってユーザーから対象施設の利用料を徴収し、又はさせる機能、及び(ii) 自ら又は当社の指定する決済代行事業者その他の第三者をして、お客様に代わってユーザーに対する対象施設の利用料の請求書を送付し、又はさせることその他対象施設の利用料の徴収に係る事務手続を代行する機能をいいます。
  - ③ 「対象建物」とは、お客様が予約顔認証サービスを導入するマンションやオフィス等の建物をいいます。
  - ④ 「対象施設」とは、対象建物の中の会議室やゲストルーム等のユーザーが利用予約を行う施設をいいます。
  - ⑤ 「テナント」とは、お客様との間で別途契約を締結し、対象施設を利用する法人をいいます。
  - ⑥ 「施設管理者」とは、お客様自ら又は管理者が、対象建物の各対象施設単位でFreeiD 管理システムの使用権限を付与した者をいいます。
  - ⑦ 「テナント管理者」とは、お客様自ら又は管理者若しくは施設管理者が、対象建物の各対象施設を利用するテナント単位で、FreeiD 管理システムの使用権限を付与した者をいいます。
  - ⑧ 「施設入退権限等管理者」とは、施設管理者及びテナント管理者を個別に、又は総称していいます。
  - ⑨ 「一般ユーザー」とは、施設管理者が予約顔認証サービスの使用権限を付与した者をいいます。

- ⑩ 「テナントユーザー」とは、テナント管理者が予約顔認証サービスの使用権限を付与した者をいいます。
- ⑪ 「ユーザー」とは、一般ユーザー及びテナントユーザーを個別に、又は総称しています。
- ⑫ 「対象箇所」とは、FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「対象箇所」に規定する FreeiD デバイスの設置箇所をいいます。
- ⑬ 「知り合い」とは、ユーザーが本サービス上で知り合い登録機能を利用して相互に登録し合った他のユーザーをいいます。
- ⑭ 「知り合い登録機能」とは、当社所定の方法により、ユーザーが本サービス上で他のユーザーを検索し、相互に知り合いとして登録することができるユーザー向け機能をいいます。
- ⑮ 「同伴者」とは、同伴者登録機能により、ユーザーの対象施設の利用予約について同伴者として登録された他のユーザーをいいます。
- ⑯ 「同伴者登録機能」とは、ユーザーが本サービス上で対象施設の利用予約を行う際に、当社所定の方法により、知り合いとして登録済みの他のユーザーを同伴者として登録し、当該同伴者が当該利用予約に係る対象施設に顔認証により入室することを可能とするユーザー向け機能をいいます。
- ⑰ 「代理予約機能」とは、施設入退権限等管理者が、対象施設の利用を希望するユーザーに代わって、当該対象施設について仮の利用予約を行い、その後、当該ユーザー本人が当該仮の利用予約を承認することによって、当該対象施設の利用に係る正式な予約を成立させる一連の機能をいいます。

## **第2条 FreeiD 管理システムの内容**

1. 当社は、お客様に対し、予約顔認証サービス契約約款を含む本契約に定めるところにより、FreeiD 管理システム（施設利用料徴収機能を含みます。以下本項において同様とします。）の利用を許諾し、お客様は、当社に対し、FreeiD 管理システムの利用の対価として、サービス料金を当社に支払うものとします。
2. お客様は、自ら又は管理者若しくは施設管理者をして、対象施設の施設概要、施設の利用条件、施設利用料、同伴者登録の可否等の情報を登録します。
3. お客様は、自ら又は管理者若しくは施設管理者をして、FreeiD 管理システムを利用して、対象施設を利用するテナントを登録・削除することができます。
4. お客様は、施設入退権限等管理者をして、予約顔認証サービスの利用希望者に対して、対象施設の登録用の QR コードを発行します。

5. 前項に規定する QR コードから施設登録を行った利用希望者はユーザーとなり、当該ユーザーは対象施設において予約顔認証サービスを利用できるようになります。
6. お客様は、施設入退権限等管理者をして、FreeiD 管理システムを利用して、ユーザーの予約情報を確認・キャンセル・削除すること又はユーザーに代わって代理予約機能による対象施設の利用に係る仮予約を行うことができます。
7. お客様は、施設入退権限等管理者をして、FreeiD 管理システムを利用して、ユーザーの対象施設の利用権限を削除することができます。
8. お客様は、当社の事前承諾を得ることなく、自ら又は管理者をして、施設管理者を各対象施設単位で指定し、又は指定させ、当該施設管理者に対し各対象施設単位で FreeiD 管理システムの使用権限を付与し、又は付与させた上で、当該施設管理者にユーザー認証権限の管理を行わせ、指定した施設管理者に付与した FreeiD 管理システムの利用権限の削除若しくは取消しを行い、又は削除若しくは取消しを行わせ、又は指定した施設管理者を他の施設管理者に変更し、又は変更させることができます。この場合、FreeiD 管理システムの利用権限を付与された施設管理者は、付与された権限の範囲内において第 2 項から第 7 項に準じて FreeiD 管理システムを利用することができます。
9. お客様は、当社の事前承諾を得ることなく、自ら又は管理者若しくは施設管理者をして、テナント管理者を各対象施設を利用するテナント単位で指定し、又は指定させ、当該テナント管理者に対し各テナント単位で FreeiD 管理システムの使用権限を付与し、又は付与させた上で、当該テナント管理者にユーザー認証権限の管理を行わせ、指定したテナント管理者に付与した FreeiD 管理システムの利用権限の削除若しくは取消しを行い、又は削除若しくは取消しを行わせ、又は指定したテナント管理者を他のテナント管理者に変更し、又は変更させることができます。この場合、FreeiD 管理システムの利用権限を付与されたテナント管理者は、付与された権限の範囲内において第 2 項から第 7 項に準じて FreeiD 管理システムを利用することができます。
10. お客様は、施設入退権限等管理者及びユーザーをして、お客様同様に予約顔認証サービス契約約款を含む本契約を遵守させることとします。

### **第 3 条 予約顔認証サービスに係る業務内容**

1. 予約顔認証サービス契約約款を含む本契約に基づき、当社が提供する予約顔認証サービスに係る業務の概要は次のとおりとします。当社は、予約顔認証サービス契約約款、本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって予約顔

認証サービスに係る業務を遂行するものとし、お客様は予約顔認証サービスに係る業務の遂行について合理的な協力を行い、又は施設入退権限等管理者若しくはユーザーをして協力させるものとします。

- ① 対象施設においてユーザーにマンション顔認証サービスを利用させるための FreeiD デバイスに係る FreeiD 管理システムの利用許諾
  - ② その他 FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「特約条項」において別途合意する業務
2. 当社は、お客様が求める場合には、速やかに予約顔認証サービスに係る業務の遂行状況をお客様に報告し、その他必要な措置を求められた場合には合理的な範囲で協力するものとします。

#### **第4条 FreeiD 管理システム利用サービス**

1. 当社は、お客様に対し、予約顔認証サービス契約約款を含む本契約で定める条件に従って、対象箇所に設置された FreeiD デバイスに関する FreeiD 管理システム（施設利用料徴収機能を含みます。以下同様とします。）を、譲渡不可・次項及び第3項の再利用許諾以外の再利用許諾不可の態様で利用することを許諾します。なお、お客様及び当社は、FreeiD 管理システムに関する知的財産権について、予約顔認証サービス契約約款を含む本契約にて明示的に許諾する以外には、当社がお客様及び施設入退権限等管理者に対して何らの許諾をしているものではないことを確認します。また、お客様及び当社は、お客様及び施設入退権限等管理者が当社に対して FreeiD 管理システムの改修その他の請求をする権利を有するものではないことを確認します。
2. お客様は、管理者又は施設入退権限等管理者に対し、当社が合理的に満足する FreeiD 管理システムの利用に係る誓約事項を承諾させることその他の当社が合理的に満足する条件に従って、対象施設に関する FreeiD 管理システムを、譲渡不可・次項の再利用許諾以外の再利用許諾不可の態様で使用することを許諾できるものとします。
3. お客様は、管理者をして、施設入退権限等管理者に対し、当社が合理的に満足する FreeiD 管理システムの利用に係る誓約事項を承諾させることその他の当社が合理的に満足する条件に従って、対象施設に関する FreeiD 管理システムを、譲渡不可・再利用許諾不可の態様で使用することを許諾させることができるものとします。

4. お客様は、施設管理者をして、テナント管理者に対し、当社が合理的に満足する FreeiD 管理システムの利用に係る誓約事項を承諾させることその他の当社が合理的に満足する条件に従って、対象施設に関する FreeiD 管理システムを、譲渡不可・再利用許諾不可の態様で使用することを許諾させることができるものとします。
5. お客様は、前四項に定めるところにより、FreeiD 管理システムを対象施設に限り利用し、又は施設入退権限等管理者をして利用させることができるものとします。また、お客様は、FreeiD 管理システムの利用にあたっては本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱い、又は管理者若しくは施設入退権限等管理者をして同様の注意義務をもって取り扱わせなければならないものとします。
6. 当社は、FreeiD 管理システムを提供するにあたり、当社の責めに帰すべき事由により FreeiD 管理システムの提供ができなくなったときは、当社は迅速に復旧作業を行うものとします。
7. お客様は、当社が FreeiD 管理システムに関し、その内容、有用性、正確性その他法律上の契約不適合責任を含む何らの明示又は黙示の保証及び責任を負担しないことを、予め承諾するものとし、管理者又は施設入退権限等管理者をして予め承諾させるものとします。
8. お客様が施設利用料徴収機能を利用する場合には、FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeiD のうち、お客様が使用する本サービスの種類」において、予約顔認証サービスに付加して施設利用料徴収機能を利用する旨を定めるものとします。また、お客様が、施設利用料徴収機能のうち、第 1 条第 2 項第 2 号(i)に定める機能を利用する場合は、当社に対し、お客様に代わって対象施設の利用料を受領する権限を付与するものとします。

## **第 5 条 ユーザーの行為等に関する免責**

1. 当社は、ユーザーの本サービスの利用を通じて発生したユーザー間のトラブル、紛争、またはその他の一切の問題について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様に対していかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、ユーザーが本サービスの同伴者登録機能を利用して同伴者に対象施設の利用等をさせることをお客様が許可した場合において、当該同伴者の行為、又は当該同伴者の本サービス若しくは対象施設の利用に起因して、お客様又は他のユーザーその他の第三者に発生した損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様に対していかなる責任も負わないものとします。

3. 当社は、代理予約機能の利用に起因して、お客様とユーザー又はその他の第三者との間で生じたトラブル、紛争、またはその他の一切の問題について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。
4. 当社は、前各項に定めるもののほか、本サービスに関連してユーザーが行った一切の行為又はその結果お客様に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
5. お客様は、前四項に定める事由により発生した損害について、当該損害を発生させたユーザー又は第三者に対してのみ損害賠償の請求を行うものとし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社に対して請求を行わないことに同意するものとします。

【制定：2024 年 12 月 1 日】

【最終改定：2025 年 7 月 29 日】

(条文以上)